

2018 年 3 月 16 日

NPO 法人市民活動サークルえん

事務局長 磯野 奈緒

1. 給付費等の改定（重症心身障害児を除く、定員 10 名）

項目	旧	新
放課後	473+205=678	<u>(区分1：指標該当)</u> <u>①3 時間以上…656</u> <u>②3 時間未満…645</u> <u>(区分2：指標非該当)</u> <u>①3 時間以上…609</u> <u>②3 時間未満…596</u>
休日	①6 時間以上 …611+205=816 ②4 時間以上 6 時間未満 …519+205=724 ③4 時間未満…427+205=632	<u>(区分1：指標該当)</u> <u>①6 時間以上…787</u> <u>②4 時間以上 6 時間未満…668</u> <u>③4 時間未満…550</u> <u>(区分2：指標非該当)</u> <u>①6 時間以上…726</u> <u>②4 時間以上 6 時間未満…617</u> <u>③4 時間未満…508</u>
有資格者配置加配	放課後…9 休日…12	
人員配置加配Ⅰ	児童指導員等を加配…195 指導員を加配…183	<u>専門職員を加配…209</u> <u>⇒PT、OT、ST、保育士等</u> <u>児童指導員を加配…155</u> <u>⇒児童福祉施設職員養成機関を卒業した者、</u> <u>社会福祉士、精神保健福祉士、大学・大学院</u> <u>で社会福祉学・心理学・教育学・社会学を修得</u> <u>した者、小中高の教員免許を有する者、2 年</u> <u>以上の放デイ経験者（高卒者以外は 3 年以</u> <u>上）で県知事の認定を受けた者</u> <u>その他スタッフを加配…91</u>
人員配置加配Ⅱ	なし	<u>※指標該当の場合のみ</u> <u>専門職員を加配…209</u> <u>児童指導員を加配…155</u> <u>その他スタッフを加配…91</u>
福祉専門員配置等加算	I… <u>15/日</u> 常勤換算で、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の数が従事者の 35%以上の場合 II… <u>10/日</u> 常勤換算で、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の数が従事者の 25%以上の場合 III… <u>6/日</u>	

	<p>従事者のうち、常勤が75%以上の場合。</p> <p>もしくは、常勤換算で、加算申請をおこなう前月の時点で勤続年数が3年以上の者が従事者の30%以上の場合</p>	
特別支援加算	<p>25/日</p> <p>PT、OT、ST、心理指導担当職員を配置して機能訓練又は心理指導を行なった場合</p>	<p><u>54/日</u></p> <p>PT、OT、ST、心理指導担当職員を配置して機能訓練又は心理指導を行なった場合</p>
強度行動障害児支援加算		<p><u>155/日</u></p> <p><u>強度行動障害児に対して強度行動障害児支援者を配置した場合に、該当児1人に対して加算</u></p>
事業所内相談加算	<p>35/回</p> <p>※月1回まで</p> <p>サービス提供日と同日かつサービス提供時間外に保護者から30分以上の相談を受けた場合。</p> <p>本人も同席しないとイケない。</p>	<p><u>35/回</u></p> <p>※月1回まで</p> <p>サービス提供日と同日に保護者から30分以上の相談を受けた場合。</p> <p><u>サービス提供中に別室で保護者の相談対応をおこなった場合でも算定可。</u></p> <p><u>ただし、相談を受けているスタッフは、当日の支援提供人員から除外。</u></p>
関係機関連携支援加算	<p>I・・・200/回</p> <p>※年1回まで</p> <p>保育所、学校等と連携して個別支援計画等を作成</p> <p>II・・・200/回</p> <p>※1回のみ</p> <p>就学先、就職先との連絡調整及び相談援助を行う</p>	<p>I・・・<u>200/回</u></p> <p>※<u>月1回まで</u></p> <p>保育所、学校等と連携して個別支援計画等を作成</p> <p>II・・・<u>200/回</u></p> <p>※1回のみ</p> <p>就学先、就職先との連絡調整及び相談援助を行う</p>
家庭連携加算	<p>1時間未満・・・<u>187/回</u></p> <p>1時間以上・・・<u>280/回</u></p> <p>※月2回まで</p> <p>個別支援計画に基づき、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族に対する相談援助等の支援を行なった場合。</p>	
訪問支援特別加算	<p>1時間未満・・・<u>187/回</u></p> <p>1時間以上・・・<u>280/回</u></p> <p>※月2回まで</p> <p>事業所を利用していた障害児が継続して5日間利用しなかったときに、障害児の居宅を訪問して相談援助等を行い、個別支援計画等の見直しをおこなった場合</p>	
保育・教育等移行支援加算	なし	<p><u>500 ※1回のみ</u></p> <p><u>通所支援事業所を退所して、地域の学童等へ移行した場合</u></p>
延長支援加算	<p>1時間未満・・・<u>61/日</u></p> <p>1時間以上2時間未満・・・<u>92/日</u></p>	

	2 時間以上… 123/日 ※運営規程に定める営業時間が 8 時間であり、その時間の前後において、サービスを提 供した場合	
送迎加算	54/片道	
欠席時対応加算	94/回 ※月 4 回まで	
上限管理加算	150/回 ※月 1 回まで	
定員超過減算	基本単位から 30%減算 過去 3 ヶ月の 1 日あたりの利用者数の平均値が 13 名を超えた場合。(当該 1 カ月間に ついて利用者全員分が減算対象。 もしくは、1 日の利用者数が 15 名を超えた場合。その日の利用者全員分が減算対象。	
開所時間減算	4 時間以上 6 時間未満… 基本単位から 15%減算 4 時間未満… 基本単位から 30%減算 休日に限り、運営規程において営業時間が 6 時間に満たない場合。	
人員欠如減算	基本単位から 30%減算 ※病欠などで休んだ場合は適用されな い。 退職や長期休職で、児発管を除いた指導 員の実働時間合計が週 32 時間を下回っ た場合、翌月から解消される月まで利用 者全員に対して減算。 39 時間～32 時間なら翌々月から解消さ れるまで。	2 ヶ月目まで …基本単位から 30%減算 3 ヶ月目以降 …基本単位から 50%減算 ※病欠などで休んだ場合は適用されない。 退職や長期休職で、児発管を除いた指導員の 実働時間合計が週 32 時間を下回った場合、 翌月から解消される月まで利用者全員に対 して減算。 39 時間～32 時間なら翌々月から解消され るまで。
児童発達支援管理責任 者欠如減算	基本単位から 70%減算 ※解消される月まで月単位で減算	4 ヶ月目まで …基本単位から 30%減算 5 ヶ月目以降 …基本単位から 50%減算 ※解消される月まで月単位で減算
個別支援計画書未作成 減算	基本単位から 5%減算 ※解消される月まで月単位で減算	2 ヶ月目まで …基本単位から 30%減算 3 ヶ月目以降 …基本単位から 50%減算 ※解消される月まで月単位で減算
自己評価等結果未公表 減算	なし	基本単位から 15%減算 ※平成 31 年 4 月 1 日から適用

2. 指標該当とは

厚労省が提示する指標を元に評価した結果、点数の合計が13点以上である利用者数が、利用者全体の50%以上であること。

事業者の自己申請制ではなく、自治体側で評価・判断し、受給者証に記載される。

⇒自治体から相談支援員もしくは事業者に何らかの書類の提出を求められる可能性あり。

前年度ののべ利用者で判断されるが、初年度に限り4月1日時点での契約者で判断することになる。

3. 人員について

(1) 専門職員

…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、その他厚生労働大臣定める基準に適合する者

(2) 児童指導員

…①児童福祉施設職員養成機関を卒業した者

②社会福祉士または精神保健福祉士

③大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を修得した者

④小学校・中学校または高校の教員免許を取得する資格を持っている者で、厚生労働大臣または都道府県知事の認定を受けた者

⑤児童福祉事業所で2年以上の実務経験（高卒以外は3年以上）を経て、厚生労働大臣または都道府県知事の認定を受けた者

※資格の証明は、学校の卒業証書や実務経験証明書などを以っておこなうため、別途特別な試験を受ける必要は無い

※実務経験の目安は1年あたり直接業務を180日以上おこなった場合に限る。

(3) 強度行動障害支援者

…強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者

⇒奈良県では定期的実施している。

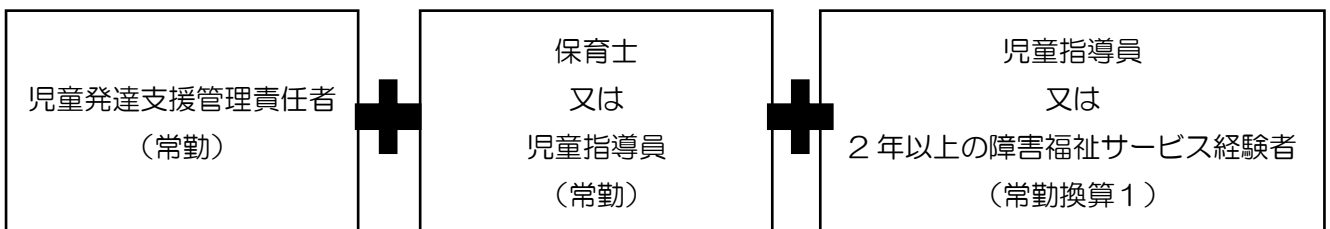
(4) 児童発達支援管理責任者（①、②すべて満たす必要あり）

…①障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における5～10年の直接支援・相談支援の実務経験があり、その内**3年以上は児童または障害者に対する支援の実務経験があること。**

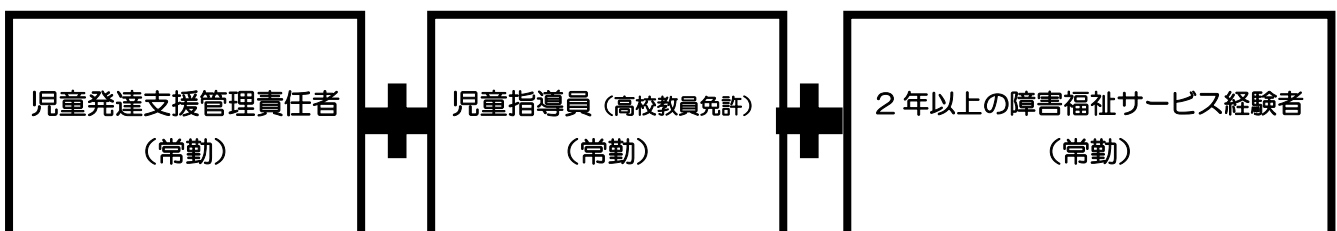
※実務経験の目安は1年あたり直接業務を180日以上おこなった場合に限る。

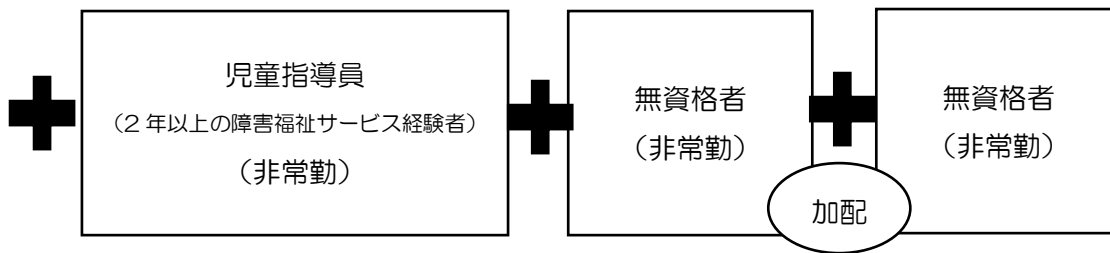
②都道府県指定の研修を受けること。

4. 人員配置基準について



【例】放課後等デイサービス tuna の場合





5. 事業所自己評価について

保護者への評価および事業所自己評価を年度毎にHP等で公開することが義務付けられている。
 事業所内掲示もしくは会報誌への掲載でも可とされている。
 既に義務付けられているが、減算が適用されるのは平成31年4月より。

6. 地域区分について

一部の地域で、地域区分が変更になる。(平成30～32年度)

【例】(※5級地…10.6円、6級地…10.36円)

生駒市…その他⇒6級地 奈良市…4級地⇒6級地 大和高田市…6級地(変更なし)

東大阪市…4級地⇒5級地